

■ 令和元年度 第3回新潟市地域公共交通会議

日時：令和元年8月22日（木） 午後3時から

会場：新潟市役所分館1階 1-106会議室

（司 会）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第3回新潟市地域公共交通会議を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、当会議にご参集いただきましてありがとうございます。

議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、事務局の新潟市都市交通政策課の丸田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、これまでと同様に公開で運営させていただきたいと思っております。また、議事録を作成する関係から会議を録音させていただきますとともに、後日になりますが議事内容を公表させていただきますので予めご了承くださいと思います。

続きまして、本日の委員の出席状況と会議成立の可否でございます。

本日は委員全員出席いただいておりますので、本市地域公共交通会議規則第5条第2項の規定によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、人事異動に伴いまして、委員お一方が変更になりましたのでご紹介申し上げます。

6月1日付けで新しく委員にご就任いただいております、日本労働組合総連合会 新潟県連合会新潟地域協議会副議長の小日山寿夫委員です。

（小日山委員）

皆さまお疲れ様でございます。前任者の任期途中というところでございますけれども、連合新潟地協より選出されてまいりました小日山寿夫です。

（司 会）

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には事前に送付させていただきました資料となります。念のため確認させていただきますが、次第がございまして、次に出席者名簿、座席表、新潟市地域公共交通会議規則、新潟市地域公共交通会議委員名簿、次第に記載のある各協議事項、報告事項の資料一式となりまして、資料1から資料3-1までとなります。落丁等がございましたら、会議の途中でも構いませんので、都度、事務局にお声かけいただければと思います。

次に本日の会議の進め方についてでございますが、協議事項、報告事項とも案件ごとに説明と質疑対応を行わせていただきたいと思いますのでございます。

それでは、議事に入らせていただきます。この後の議事進行を、本会議会長の新潟市都市政策部長の柳田部長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(柳田会長)

柳田でございます。本日も新潟市地域公共交通会議にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、次第2 議事に入らせていただきます。

はじめに、本日の議事内容について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

都市交通政策課長の坂井でございます。本日はよろしくお願いたします。

本日、ご審議いただきたい協議事項及び報告事項の概要についてご説明を申し上げます。

次第をご覧ください。

まず、協議事項といたしまして、1. 区バス・住民バス等の運行計画（変更）（案）については、本年10月に消費税率が10%に引き上げられる予定でありますので、それに伴い運賃の改定を行いたいというものでございます。

続きまして報告事項としまして、1. 【秋葉区】山の手地区住民バス運行計画（変更）について、2. 【西区】区バス坂井輪ルート運行計画（変更）についての2案件についてご報告いたします。

各項目の説明については、協議事項の運賃改定に係るものは、市として統一的な考えのもと実施することから、説明内容が共通しております。こちらの方は、都市交通政策課から一括して説明をさせていただきます。報告事項は、担当する各区担当課から説明させていただきますと思います。以上でございます。

(柳田会長)

それでは、各協議事項の詳細について説明をお願いしたいと思います。

はじめに、1. 区バス・住民バス等の運行計画（変更）（案）についての説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず、今回の改定の趣旨でございます。

令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられる予定でございますが、消費税は利用者へ適正に転嫁し、公平に負担するものであるということでございますので、区バス等の

運行経費増加分に対応するとともに、新潟交通路線バスの運賃改定に歩調を合わせる形で、区バス・住民バス・協議運賃により運行する路線バスの運賃改定を行いたいと考えておるものでございます。

続きまして、それぞれの対応方法についてでございます。

区バスにつきましては、市が主体となって運行しておりますので、先ほどの趣旨のとおり、消費税は利用者へ適正に転嫁し、公平に負担いただくために、消費税10%に対応する運賃改定を実施したいと思います。

住民バスも、趣旨に従って運賃改定実施を基本としますが、住民バスは地域住民が組織する地域交通団体が主体となって、バス運行を担う交通事業者と、運行経費の補助や運行の指導・助言を行う本市の3者で実施していることから、地域交通団体、交通事業者、市の3者で協議して決定することとします。

協議運賃により運行する路線バスにおきましては、新潟交通観光バスが運行していた路線バスについて、今年4月からは曾根線、間瀬線、栄町線を、今年7月からは下新線、金津線を他事業者による運行に移行しました。これらの路線と、現在も新潟交通観光バスが運行する路線バスが重複している区間があることと、他事業者へ移行した路線は直近まで新潟交通観光バスが運行していたことを考慮し、新潟交通グループの運賃改定にあわせることといたします。

ここで運賃の計算方法について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

バスの運賃改定については、平成31年3月12日付けで、「2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて」が国土交通省からの通達があります。

この中で、Ⅱ. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定、4. 実施運賃・料金の設定変更届出、(2) 届出運賃・料金に係る設定変更 において、「協議運賃等の届出運賃・料金について、消費税率引き上げ分の転嫁を行う場合は、原則として、次のいずれかの方法により算出した運賃・料金について届出を行うものとする。ただし、協議運賃・料金の改定については、当該協議運賃・料金の合意に係る地域公共交通会議等の決定に基づくものとし、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。」とされております。

ここで、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられましたが、当時は翌年度の平成27年10月に消費税率が8%から10%に再度引き上げられる予定であったため、本市におきましては頻りに運賃改定を行うことによる利用者への混乱を避ける観点から、区バス・住民バスの運賃を据え置いた経緯があります。

現在、多くの区バス・住民バス路線で設定している運賃200円は、消費税率5%のときと同じでありますので、運賃改定の計算式の②を適用し、消費税率5%時の運賃200円から105分の5に相当する額を控除した税抜運賃191円に100分の110を乗じます。この結果、消費税率10%に対応した運賃は、端数処理を行い210円となります。

なお、こども運賃については、大人運賃の半額といたしまして、10円未満の端数は切り上げますので、例えば大人210円については、こどもは110円となります。

具体的な路線ごとの運賃につきましては資料1-1をご覧ください。

今回の地域公共交通会議として、運賃改定の協議を諮る路線は、表の左から2列目の「協議路線」に「○」がついた路線のうち、黄色で網掛けがされた路線が対象ということでございます。

1ページ目でございますが、区バスのうち、均一運賃を採用している北区バス、東区バス、江南区バス、南区バス、西区バス坂井輪ルートは大人200円を210円にいたします。

また、秋葉区バスは5ページと6ページの運賃表に記載のとおり、大人初乗り170円から200円を上限とする対キロ運賃制ですが、運賃改定後は大人初乗り180円から210円を上限とする対キロ運賃制にします。

さらに、西蒲区バスは新潟交通観光バスの路線バスと重複していることから、新潟交通グループの路線バスの運賃にあわせる形に変更し、詳細につきましては8ページ以降に記載しているところでございます。

なお、回数券及び定期券の運賃改定につきましては、北区バスは4ページ、西区バス坂井輪ルートは7ページ、西蒲区バスは15ページをご覧ください。

続きまして、資料1-1の2ページになりますが、住民バスにつきましては、江南区の茅野山・早通地区を運行するカナリア号と、同じく江南区の横越地区を運行する横バスにおきまして、大人200円を210円にいたします。回数券及び定期券の運賃改定については、16ページ、17ページをご確認いただければと思います。

なお、その他の協議路線におきましては、北区の陽光・松浜・濁川地区を運行するおらっのバスと、南区の月潟地区を運行する月潟地区住民バスにつきましては、地域交通団体との協議の結果、運賃を改定しないことといたします。

続きまして3ページをご覧ください。

上段の、道路運送法第21条による社会実験路線としまして、秋葉区の山の手地区を運行する山の手ふれあい号につきましては、地域交通団体との協議の結果、運賃を改定しないことといたします。

中段の、協議運賃により運行する路線バスである曾根線、間瀬線、栄町線、下新線、金津

線につきましては、新潟交通グループの路線バス運賃にあわせることとし、詳細につきましては18ページ、22ページ、29ページ、31ページ、33ページ以降に記載があるとおりでございます。

なお、障がい者から手帳が提示された場合につきましては、運賃を半額に割り引くとともに、10円未満については切り上げといたします。

また、一部の路線では、新潟市内に住む65歳以上の方から運転経歴証明書が提示された場合につきましては、運賃を半額に割り引くとともに、10円未満については切り上げといたします。

新潟市に在住の65歳以上が参加できるシニア半わりの運用は変更せずに、大人210円運賃であれば110円を利用者負担、100円をシニア半わり補填といたします。

最後に、いずれの運賃改定も、消費税率が引き上げられる令和元年10月1日から実施する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(柳田会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

説明にもありましたが、令和元年10月の消費税率引上げに伴う対応としてご理解をいただけるものとして、本会議の同意が得られたものとして扱わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

はじめに、【秋葉区】山の手地区住民バス運行計画（変更）についてです。説明をお願いいたします。

(事務局)

秋葉区副区長兼地域総務課長の小野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、秋葉区山の手地区住民バス運行計画（変更）についてご報告いたします。

資料2をご覧ください。

山の手地区住民バスは、高齢者の小須戸地区への通院や買い物、小須戸中学生の通学といった移動需要に対応することを目的として、山の手コミュニティ協議会が主体となって平成30年4月から社会実験として運行しているものでございまして、現在2年目となっております。

新潟市の制度では、住民バスを運行する地域の高齢化率やそのエリアの公共交通の状況に

よって運行のための必要収支率が変わってきますが、山の手地区の場合は運賃収入を運行経費で割って算出する収支率20%が本格運行のための条件となっております。社会実験は最大3年間実施できることとなっており、2年目の今年度は目標とする20%の3分の2にあたる約13%が必要となってきます。前回の地域公共交通会議では、4月からの運行計画と7月からの10月までの道路工事に伴う一部ルートとダイヤ変更についてご説明させていただきました。

今回は、4月からの運行実績と利用者・地域の方々からの声を受け、今後継続して運行できる住民バスを目指し、8月から運行計画を変更いたしましたので、ご報告させていただきます。

なお、変更前には秋葉区地域公共交通に関する意見交換会の委員の皆様と書面で協議し、ご了解をいただいております。

それでは、変更内容につきまして、ご説明いたします。

資料2-1の1ページをご覧ください。7月末までの運行概要及び運行実績をご説明させていただきます。

今年度は、4月から11月までは、主に高齢者の方々の買い物、通院のために1日2便、12月から3月末までは、中学生の冬期間の通学のための便を追加し、1日6便という計画でスタートいたしました。

7月から10月は道路工事の関係で、その間は、2つのバス停を通らずに運行しています。下のほう、運行実績をご覧ください。

4月から7月までの実績ですが、1日2便の運行で利用者は1日8人、収支率は6%となっております。

昨年度と同じ期間の収支率は4.8%でしたので、比較すれば増えているものの、今年度の収支率の目標である約13%を目指すため、利用者等の声を受け、運行ルートを延伸し、ダイヤを変更する運行計画を検討いたしました。

4ページと5ページをご覧ください。まず運行ルートについてです。

変更点は5ページ右上の四角囲みの部分、小須戸地区のルートです。

7月末までは小須戸出張所前が往路の終点、復路の始発でしたが、利用者、地域の皆さんから「銀行、郵便局のある小須戸地区の商店街の方まで行きたい。」という声があったため、ルートを延伸し、往路の終点を小須戸一丁目まで、復路の始発を大光銀行前としました。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。運行ダイヤについてでございます。

こちらにも利用者から「住民バスで医者に通っているが、帰りのバスに間に合わない」という声があったことを受け、下段の2便・復路のダイヤを遅らせました。

工事期間のダイヤも掲載しているのですが、わかりづらく恐縮ですが、6 ページ下の段、2 便・復路の始発の小須戸出張所前を10時50分発としていたものを、7 ページ下段、2 便・復路の21番小須戸出張所前を15分遅い11時05分とし、始発は大光銀行前ということで、11時に出発することにしたものです。

なお、バス停の数が23から22に減っておりますのは、新しく小須戸一丁目と大光銀行前を追加するにあたり、バス停の設置が必要になったのですが、経費の上昇を抑えるため、フリー乗降区間のバス停を2基減らし、流用したことによるものです。

変更点は以上です。

最後の8 ページについてですが、12月から、中学生の通学・帰宅のために、6便運行する予定ですので、現時点での予定のダイヤをつけさせていただきました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(柳田会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、2. 【西区】区バス坂井輪ルート運行計画（変更）について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

西区地域課の野本と申します。よろしくお願いいたします。

西区坂井輪地区を運行している西区バス坂井輪ルート、通称Qバスの運行計画変更についてご説明いたします。

概要版の資料3をご覧ください。

区バス坂井輪ルートの車両変更に伴い、運行計画を変更するものでございます。

1 経緯をご説明いたします。

新潟市では、生活交通のバリアフリー化を推進するため、市が事業主体となり、高齢者や障がいのある方にとって利用しやすい小型ノンステップバスの導入を行っております。

平成30年に南区バスと西蒲区バスに導入しまして、平成31年3月に区バス坂井輪ルートに1台導入いたしました。

今年度10月に小型ノンステップバスをもう1台、区バス坂井輪ルートに導入することとなります。

現在、大型バスと小型バスの2台で運行しておりますが、10月以降は小型バス2台での運行となります。

小型バスの利用者からは、非常に乗りやすいとの声をいただいております。

導入は、令和元年10月1日を予定しています。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

(柳田会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次第3. その他に移らせていただきたいと思います。

委員の皆様または事務局から、全体を通して何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(外川委員)

公募の委員の外川と申します。

直接は議題とは関係ないのですが、市民のための足ということで、利便性や収支の向上にご努力していただけてよく分かるのですが、さらにですね、利用者を増やすということで、いろいろなことを検討していただければと思いますが、例えば先日、新潟日報に南区の風船でジャングルのような飾りつけをしたとか、西区でもラッピングバスなどがありますけれども、例えばラッピングバスでも費用をかけずに幼児や小学生などに絵を描いてもらうなど、書面で利用を促すのも大事ですけれども、見た目が目立つようなことをしてバスが走っていることを分かってもらって、利用を増やすなどのことも考えられると思いますけれども、皆さんで知恵を出し合って、さらに利用を増やしていただければと思います。

(柳田会長)

ありがとうございます。応援的なご意見をいただきましたけれども、事務局の方から何かありますか。

(事務局)

ありがとうございました。区バスはそれぞれ各区で頑張っているものと思いますし、住民バスについては住民のみなさんが熱心にどうやったら利用者が伸びるかということを考えていただいているところがございますので、私どもの方も応援しながら進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(柳田会長)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(山崎委員)

新潟市消費者協会の山崎と申します。



資料1に何か所か出ておりますが、運転経歴証明書というのは、いわゆる免許返納に関することと思いますが、いろんな事故の関係もあり高齢者は免許を返納したいとも考えておりますので、その方たちがメリットを分かるような周知を今もしていらっしゃるとは思いますが、なるべくたくさんの方が、自分はこれが使えるんだな、ということ分かるようにしていただきたいと思います。

(柳田会長)

ありがとうございます。事務局からお願いします。

(事務局)

いまおっしゃっていただいた事項については、シニア半わりということで市内在住の65歳以上の方が半額で乗車できる制度を設けておりまして、それと重複するといいますが、シニア半わりの方がより大きな範囲となりますので、その中に免許返納された方も含まれるということになりますので、シニア半わりの周知も行っていきたいと思っております。ありがとうございます。

(柳田会長)

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

以上で、3. その他について終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了となります。

進行を事務局へお返しいたします。よろしく申し上げます。

(司 会)

大変円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和元年度第3回新潟市地域公共交通会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。